

生企甲達第22号
平成16年5月19日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例事務取扱要綱の制定について

福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号。以下「条例」という。）に基づく署長の助言に関する事務及び市町村安全安心センターの指定等に関する事務を適正かつ円滑に運用を図るため、別添のとおり「福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例事務取扱要綱」を定め、実施することとしたので、誤りがないようにされたい。

別添

福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号。以下「条例」という。）に基づく署長の助言に関する事務及び市町村安全安心センターの指定等に関する事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 署長の助言に関する事務

1 事務の概要

- (1) 条例における署長の助言に関する事務は、次表のとおりとする（別添1「署長の助言に関する手続」参照）。ただし、次表の番号3及び6の取扱事務は、福井市の区域に係るものを除く。
- (2) 次表の番号10に関する取扱事務は、
 - ・ 金融機関、コンビニエンスストア等深夜スーパーマーケットの防犯基準及びその防犯指導の強化について（例規通達）（平成11年生企第12号）
 - ・ 「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」に基づく防犯指導の推進について（平成15年生企甲達第48号）
 - ・ 「単体で設置される現金自動預払機（ATM）等の防犯基準」の策定について（平成16年生企甲達第21号）により行うものとする。

番号	取 扱 事 務	主 体
1	条例第15条第3項の助言に関する事務	署長
2	条例第16条第2項の助言に関する事務	
3	条例第16条第2項の通知に関する事務	
4	条例第18条第3項の助言に関する事務	
5	条例第19条第2項の助言に関する事務	
6	条例第19条第2項の通知に関する事務	
7	条例第21条第3項の助言に関する事務	
8	条例第22条第2項の助言に関する事務	
9	条例第22条第2項の通知に関する事務	
10	条例第23条第3項の助言に関する事務	

2 体制

署長の助言に関する事務を適正かつ円滑に運用を図るため、警察署に助言責任者等を置く。

(1) 助言責任者

- ア 警察署に助言責任者を置き、署長をもって充てる。
- イ 助言責任者は、署長の助言に関する事務の総括を行う。

(2) 副助言責任者

- ア 警察署に副助言責任者を置き、副署長をもって充てる。

イ 副助言責任者は、助言責任者を補佐する。

ウ 統括捜査官の配置のある警察署については、統括捜査官にある者が、助言責任者及び副助言責任者を補佐する。

(3) 助言事務責任者

ア 警察署に助言事務責任者を置き、刑事生活安全課長又は生活安全課長をもって充てる。

イ 助言事務責任者は、助言責任者等を補佐し、助言事務担当者を指揮監督する。

(4) 助言事務担当者

ア 警察署に助言事務担当者を置き、刑事生活安全係長又は生活安全係長をもって充てる。

イ 助言事務担当者は、助言事務責任者の指揮を受け、署長の助言に関する事務を取扱うものとする。

3 意見依頼の受理等

(1) 意見依頼書の様式等

意見依頼書の様式は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成16年福井県公安委員会規則第5号。以下「公委規則」という。）第2条に定める意見依頼書（公委規則様式第1号）とし、警察署に配備するものとする。

(2) 意見依頼の受付

意見依頼の受付は、警察署で行うものとし、できる限り警察職員が来署者と直接面接して行うものとする。

(3) 受付時の確認事項等

ア 来署者

来署者と依頼者は、必ずしも同じである必要はないが、来署者は、少なくとも施設設計の関係者であって、かつ、当該設計内容を充分理解している者であること。

イ 意見依頼書及び添付図書

○ 助言対象者の確認

条例に定める住宅団地を造成し、共同住宅を建築し、又は駐車場を設置する者であること。

○ 記載事項の確認

- ・ 依頼者の住所及び氏名
- ・ 施設の種類、名称その他の施設を特定するために必要な事項
- ・ 「工事着手予定年月日」及び「工事予定年月日」欄は、依頼時に予定されている年月日
- ・ 「連絡先」欄は、担当者と連絡がとりやすいものであること。
- ・ その他の記載事項に漏れ、不明点等がないこと。

○ 公委規則で定める図書の添付及び明示事項の確認

助言対象の施設別に、公委規則の別表で定める図書が添付されており、明

示すべき事項が記載されていること。

4 意見依頼書の受付時の手続

(1) 意見依頼書への記載

当該意見依頼書に收受印を朱印し、5(3)に定める助言関係処理簿により受理番号を記入するものとする。

(2) 来署者に対する説明

警察職員は、来署者に対し、次の点を説明するものとする。

ア 署長の助言は、書面で行うこと。

イ 助言内容を記載した書面は、後日、郵送すること。

ウ 施設工事完了後、当該施設について、防犯上の確認を行うこと。

5 意見依頼書受理後の手続

(1) 助言の様式

署長の助言は、公委規則第3条に定める意見書（公委規則様式第2号）により行うものとする。

(2) 通知の様式

ア 知事が行う署長への通知は、通知書（別記様式第1号。以下「署長への通知書」という。）により行われる。

イ 署長が行う知事への通知は、通知書（別記様式第2号。以下「知事への通知書」という。）により行うものとする。

(3) 管理の方法

意見依頼書の受理から防犯上の確認までの署長の助言に関する手続は、助言関係処理簿（別記様式第3号）により管理するものとする。

(4) 署長の助言に関する手続

ア 署長への通知書は、受理した後、当該通知書に收受印を朱印し、助言関係処理簿に必要事項を記載するものとする。

イ 意見依頼書は、受理した後、当該意見依頼書に收受印を朱印し、受理番号を記載する。その後、速やかに意見書を作成し、助言関係処理簿に必要事項を記載するとともに、依頼者に対し、意見書を郵送する。この場合において、助言関係管理簿に必要事項を記載するものとする。

ウ イの手続後、速やかに知事への通知書を作成し、知事（担当課・所）へ電話連絡するとともに、意見依頼書及び意見書の写しを添付して当該通知書を郵送する。そのとき、助言関係処理簿に必要事項を記載するものとする。

エ 知事（担当課・所）から施設の工事完了の電話を受けた後、施設の所有者又は管理者の立会いのもと、速やかに当該施設の防犯上の確認を行う。そのとき、助言関係処理簿に必要事項を記載するものとする。

6 留意事項

(1) 意見依頼者が署長の助言の対象者でなかった場合

意見依頼を求めた者が条例で定める署長の助言の対象者でなかった場合は、依頼者の申出を尊重し、意見依頼書及び添付の図書から、犯罪の防止のために必要な

助言をすることとするが、条例で定める知事への通知は行わないこと。

(2) 意見申請者が施設工事と関係がない場合

施設工事と関係がない第三者が意見依頼書を持って来署してきたときは、来署者に対し、施設設計を充分理解している担当者を来署させるよう教示すること。

(3) 施設所在地が福井市内を予定している場合

署長の助言の対象となる住宅団地又は共同住宅の所在地が、福井市の区域内にある場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する建築確認申請等の事務等が福井市の所管する事務であるため、知事への通知及び当該施設の防犯上の確認は行わないこと。

(4) 助言関係処理簿への登載及び活用

依頼者が署長の防犯上の意見を求めない等の理由から、防犯上の確認をすることができないときは、助言関係処理簿の備考欄へ必要事項を記入し、事のてん末を明らかにすること。

7 報告

署長は、助言関係処理簿を翌月5日までに生活安全企画課長を経て本部長へ報告するものとする。

第3 市町村安全安心センターの指定等に関する事務

1 市町村安全安心センターの指定に係る協議の手續

指定に係る協議は、書面で行うものとする。

なお、指定に係る協議の手續は、次のとおりとする（別添2「市町村安全安心センター指定時の手續」参照）。

(1) 生活安全企画課長の手續

ア 指定に係る協議書が、知事（県青少年・県民安全課）から送付されたときは、申請団体の所在地を管轄する署長に対し、安全安心センターとしてふさわしい団体であるか否かの調査を指示するものとする。

イ 署長から送付された「市町村安全安心センターの指定申請に関する確認書」（別記様式第4号。以下「確認書」という。）を基に回答書を作成し、知事（県青少年・県民安全課）へ送付するものとする。

(2) 署長の手續

生活安全企画課長からの指示に基づき、申請団体が次に掲げる市町村安全安心センターの要件を具備しているか否かを速やかに調査し、確認書を作成して、生活安全企画課長へ送付するものとする。

ア 実存する組織であること。

イ 規約等を設け、組織的に運用されていること。

ウ 当該市町村全域において防犯活動を継続的に実践していること。

エ 恒常的に防犯活動を行った実績があり、今後も行おうと認められること。

オ 条例第12条第2項に規定する事業を適正かつ確実に行えると認められるものであること。

なお、確認書の「活動目的、活動内容等から、市町村安全安心センターの事業を行えると認められるか」の欄については、当該団体が市町村安全安心センターとし

ての事業を行えるか否かの意見を具体的に記載すること。

2 市町村安全安心センター指定等の手続

生活安全企画課長は、申請に基づき、知事（県青少年・県民安全課）から次に掲げる通知書が送付された場合は、その写しを作成し、申請団体の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

- (1) 知事が申請団体を指定した場合 指定した旨の通知書
- (2) 知事が申請団体を指定しなかった場合 指定しない旨の通知書

3 変更届出時の手続

変更届出時の手続は、次のとおりとする（別添3「市町村安全安心センター変更届出時の手続」参照）。

生活安全企画課長は、知事（県青少年・県民安全課）から変更内容の通知書が送付された場合は、変更内容の通知書の写しを作成し、変更届出を提出した市町村安全安心センターの所在地を管轄する署長に送付するものとするものとする。

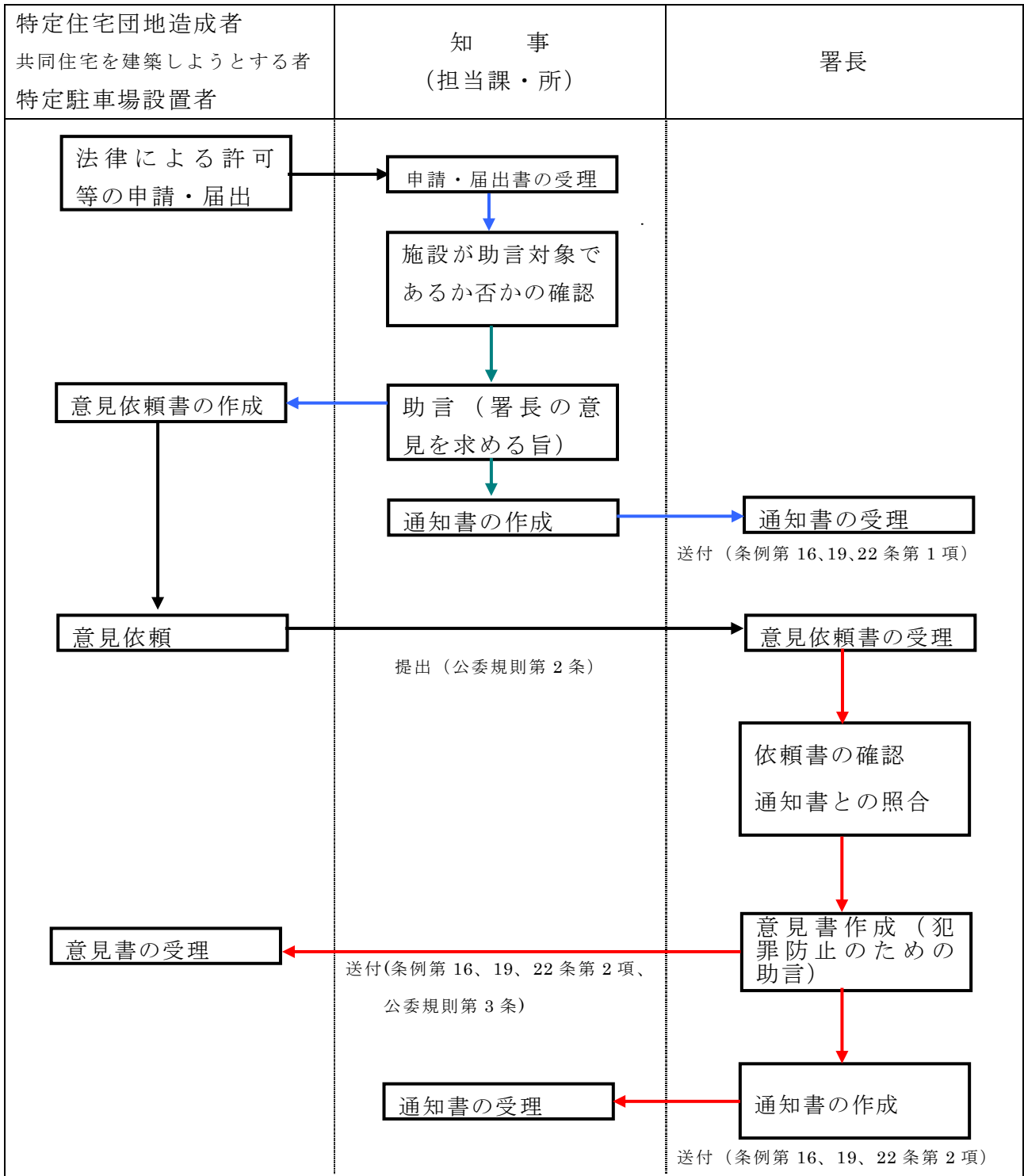
第4 関係書類の保存

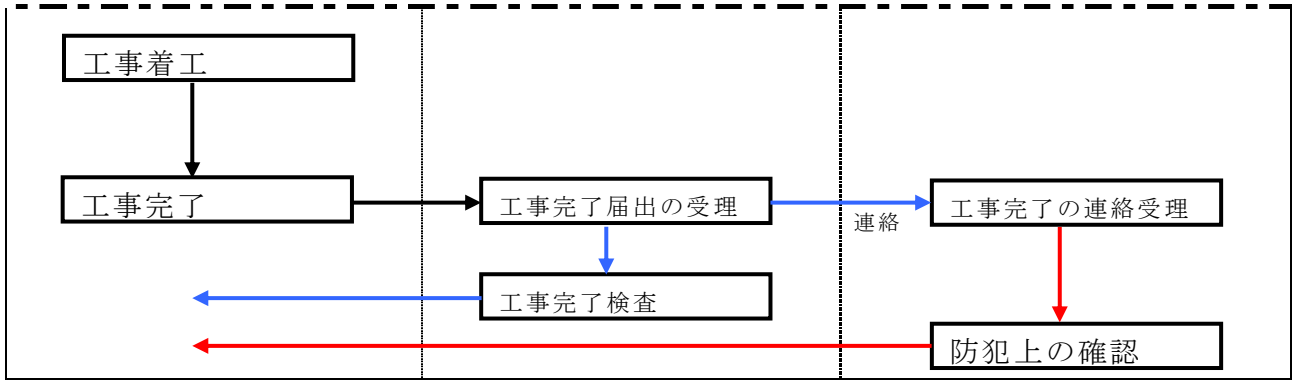
本通達に定める関係書類は、次表の区分に従い保存するものとする。

番号	種別	関係書類	保存場所		保存期間
			生企課	警察署	
1	署長の助言に関する書類	助言関係処理簿	×	○	3年間
2		意見依頼書	×	○	
3		意見書	×	○	
4		署長への通知書	×	○	
5		知事への通知書	×	○	
6	市町村安全安心センターの指定等に関する書類	協議書	○	×	30年間
7		市町村安全安心センターの指定申請に関する確認書	○	○	
8		回答書	○	×	
9		指定に関する通知書	○	○	
10		変更に関する通知書	○	○	

【凡例】 ○：あり、×：なし

(別添1) 署長の助言に関する手続





(別添2) 市町村安全安心センター指定時の手続

